山梨県テクノロジーを活用した業務効率化事業費補助金

協議に関しての注意事項

* 要望調査や協議に際して、必ず交付要綱（別表含む）及び実施要綱を読んでください
* 交付要綱に記載の補助要件を一つでも満たさない場合は、補助不可です。
* 第１回目の協議書を提出している事業所は、現在協議書を精査していますので、今回の協議書の提出は不要です。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請全体 | １ | **令和６年度の実績報告書の提出期限は、令和７年２月１０日です。**  実績報告書の提出までに、機器の納品、通信環境整備工事等を完了し、かつ、支払を完了する必要があります。（納品書、請求書、領収書を実績報告書に添付する。） |
| ２ | 申請は事業所ごと行ってください。  例えば、特養と併設ショートは、それぞれ申請する必要があります。 |
| ３ | 同じ建物内で、2つ以上の事業所が共同で利用する機器及び通信環境整備の費用は、面積で按分して、それぞれの事業所の費用を算出してください。その際、按分の計算書を添付してください。  例：同一建物内に特養と併設ショートがあり、当建物の通信環境整備費用を申請する場合  →次のように按分の計算式が分かるものを添付してください。  　様式は自由です。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | |  | 特養 | ショート | 合計 | | 面積 | 3,500ｍ2 | 700ｍ2 | 4,200ｍ2 | | 按分割合 | 0.83（83%） | 0.17（17%） | 1(100%) | | 通信環境整備費用 | 2,075,000円 | 425,000円 | 2,500,000円 |   特養、ショート  それぞれで申請する金額  この場合の見積書は、事業所ごとの見積書が提出できない場合、全体の費用が記載されたものでも可です。 |
| ４ | 見積書は、有効期限内のものに限り受け付けます。  有効期限が切れているものは、再度取り直して提出してください。 |
| 補助対象経費 | １ | 内示後に着手した事業（機器導入、工事）が対象です。  契約も内示後に行ってください。 |
| ２ | 次のものは、補助対象外です。  ・デスクトップＰＣ  ただし、見守り機器のサーバーとして利用するものは対象。  ※情報端末で対象となるものは、持ち運びでき、かつ、専ら介護ソフトを使用するためのものであること。  ・スマートフォン、タブレット、トランシーバー等のケースやストラップ等の付属品  ・なくても介護ロボットが稼働するもの（ベッドサイドレール等）  ・介護ロボットの設置費、設定費、送料  ・ナースコール  （ただし、ナースコールと連動する見守り機器を導入し、ナースコールで発報させるために必要な経費は補助対象。） |
| ３ | 複数年契約の費用は、按分して１年分の費用が補助対象です。（保証、ライセンス、リース等） |
| 補助メニュー | １ | 見守り機器の導入と通信環境整備を行う場合の通信環境整備工事費は、パッケージ型導入支援事業の通信環境整備で申請してください。 |